

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

令和元年6月28日

金曜日

号外(5)

## 目次

<b>規 則</b>	
○富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則	1

## 規 則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第31号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）」を「について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改め、同項の表中「所得税額」を「所得割の額」に、「147万円」を「56万4千円」に改め、同項に次の1項を加える。

3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 入院費負担者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (3) 入院費負担者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

様式第5号及び様式第17号中「強かん」を「強制性交等」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、様式第5号及び様式第17号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(健康課)

---

---

令和元年6月28日印刷発行

発行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076-444-3153番

---